



佐賀県公報

平成20年
5月27日
(火曜日)
第13053号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

◎佐賀県営林巡視員規程の一部改正

(二四三・林業課) 一

◎佐賀県種畜検査条例に基づく種畜証明書の交付

(二四四・畜産課) 一

◎包括外部監査契約の締結

(二四五・職員課) 一

公告

◎随意契約の相手方等の公示

(県立病院好生館) 二

◎建設業の営業停止処分

(建設・技術課) 二

◎土地改良区役員の就任届

(農地整備課) 三

◎換地処分

() 三

◎随意契約の相手方等の公示

(税務課) 三

◎落札者等の公示

(会計課) 三

選挙管理委員会事項

◎選挙管理委員会の招集

(告示・一八) 四

人事委員会事項

◎佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

(規則・一三) 四

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(規則・一三) 四

公安委員会事項

◎平成二十年年度警備員検定の実施

(公告) 五

告示

◎佐賀県告示第二百四十三号

佐賀県営林巡視員規程(昭和三十六年佐賀県告示第百五十五号)の一部を

次のように改正する。

平成二十年五月二十七日

佐賀県知事 古川 康

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項後段を削り、同項を第三項とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第二百四十四号

佐賀県種畜検査条例(昭和三十四年佐賀県条例第三十三号)第七条第一項の規定により種畜証明書を次のとおり交付した。

平成二十年五月二十七日

佐賀県知事 古川 康

(豚)

証明書番号	名号	品種	生年月日	産地	飼養者住所・氏名
平二〇年 第一号	スター一九三九 一フィールド チャンプ六一 三	大ヨーク シャー	平成一六・ 一〇・七	埼玉県	小城市牛津町柿樋 瀬七三一の二 板橋正弘

◎佐賀県告示第二百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十年五月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定

方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 八谷 信行

住所 福岡県大野城市東大和二丁目十一番二十五号（ウインザー下大和駅
南四百二号）

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払及び実績報告に基づく精算払

○ 公 告

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成20年 5月27日

収支等命令者

佐賀県立病院好生館長

榎

木

等

1 委託業務名

平成20年度 佐賀県立病院好生館清掃業務

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

4 一般競争入札の公告日

平成20年 2月13日

5 随意契約の相手方を決定した日

平成20年 3月28日

6 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 佐賀県ビルメンテナンス事業協同組合 代表理事 小部 功

(2) 住所 佐賀市大財3丁目5番16号

7 随意契約に係る契約金額

59,320,800円（消費税及び地方消費税額を含む。）

8 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 局の名称

佐賀県立病院好生館 業務課管財担当

(2) 所在地

佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成20年 5月27日

佐賀県知事

古

川

康

1 処分をした年月日 平成20年 5月27日

2 処分を受けた者の商号 有限会社タナカ技建

3 主たる営業所の所在地 佐賀県小城市小城町松尾3939番地4

4 代表者の氏名 田中 進

5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般-19）第9825号

6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づき営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

内装仕上工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

(注1) 「内装仕上工事業に関する営業」とは、発注者から直接内装仕

上工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建

設業を営む者が内装仕上工事として請け負った工事の全部又は一

部を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成20年6月3日から平成20年6月24日までの22日間

7 処分の原因となった事実

有限会社タナカ技建は、小城市発注の2件の小中学校建築工事において、当時、同社と直接的かつ恒常的な雇用関係にない者を当該工事の専任主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当すると認められる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中里土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成20年5月27日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	田中 博昭	伊万里市二里町中里甲36番地1	平成20年4月2日就任

換地計画に基づき、平成20年4月25日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成20年5月27日

佐賀県知事 古 川 康

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成20年5月27日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部税務課長 岩 崎 和 憲

1 特定役務の名称及び数量

平成20年度税総合情報システム維持管理業務委託 一式

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 富士通株式会社 佐賀支店長 金沢篤宜

(2) 住所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号

6 契約金額 52,332,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部税務課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

県営土地改良事業(ほ場整備 担い手育成型) 兵庫東部地区中野吉換地区の

次のとおり落札者等について公告します。

平成20年5月27日

収支等命令者

佐賀県出納局会計課長

小 森 修 一

1 業務名

電子収納システム用サーバ等機器賃貸借契約

2 契約の相手方を決定した手続

条件付一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成20年2月8日

4 落札決定日

平成20年3月26日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 日本電子計算機株式会社 取締役社長 越智 謙二

(2) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

6 落札金額

金36,720,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県出納局会計課(県庁本館1階)

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十八号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年五月二十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一日時 平成二十年五月三十日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 海区漁業調整委員会委員選挙について

(二) その他

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十七日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第十三号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の小城市の本庁の市長部局(会計局を含む。)の項中「秘書広報係長」を「秘書係長」に改め、同表の川副町の項、東与賀町の項及び久保田町の項を削り、同表のみやき町の本庁の町長部局(出納室を含む。)の項中「出納室長」を「室長 所長」に改め、同表の上峰町の本庁の町長部局の項中「町長部局」の下に「(出納室を含む。)」を加え、同表の上峰町の本庁の教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改め、同表の上峰町の出先機関の保育所の項を削り、同表の玄海町の本庁の町長部局の項中「町長部局」の下に「(会計室を含む。)」を加え、同表の玄海町の本庁の教育委員会事務局の項中「教育

「警備業務」を「教習業務」に改める。
附 則
1の標題を「公安委員会」に改める。

○ 公安委員会事項

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成20年 5月27日

佐賀県公安委員会

委員長 栗 寺 宏 達

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

2 検定試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成20年 9月 4日（木曜日） 8時30分から16時30分まで
- (2) 場所
ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）

(2) 場所

ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）

3 検定試験の内容

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級
- ア 学科試験

イ 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

ロ 法令に関すること。

ハ 核燃料物質等危険物に関すること。

ニ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

ホ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

（カ） 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における急の措置に関すること。

イ 実技試験

（ア） 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

（イ） 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

（ウ） 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

ア 学科試験

（ア） 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

（イ） 法令に関すること。

（ウ） 核燃料物質等危険物に関すること。

（エ） 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

（オ） 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における急の措置に関すること。

イ 実技試験

（ア） 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

（イ） 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における急の措置に関すること。

（イ） 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における急の措置に関すること。

急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を

<p>有すると認める者</p> <p>(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級 佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検定員 各区分とも30人(先着順とする。)</p> <p>6 検定申請手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成20年7月23日(水曜日)から平成20年7月30日(水曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。</p> <p>(3) 提出書類 ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級 イ 検定申請書 1通 ロ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ハ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚 ニ 前記4の(1)のイに該当する者は、2級検定(核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務に1年以上従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記4の(1)のイに該当することを誓約する書</p>	<p>面及び履歴書 各1通</p> <p>(イ) 前記4の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し 1通</p> <p>イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級</p> <p>(ア) 検定申請書 1通</p> <p>(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、16,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。</p> <p>9 問い合わせ先 最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033又は3034)</p>
---	--

再生紙を使用しています。

購読料 一か年三三、三〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年五月二十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社